

各 位

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

**株式会社エスグラントコーポレーションによる大量保有報告書提出に関する一部報道
及び同社らに対する質問書兼要請書の送付に関するお知らせ**

1. 株式会社エスグラントコーポレーションによる大量保有報告書提出について

当社は、株式会社エスグラントコーポレーション（以下「エスグラント」といいます。）が、2026 年 3 月 19 日付けで、当社株券等に係る大量保有報告書（以下「本大量保有報告書」といいます。）を提出していることを確認いたしました。

本大量保有報告書においては、株式会社 ATRA（以下「ATRA」といいます。）が当社株式を市場内で取得している（以下「本株式取得」といいます。）ことが記載されており、野村絢氏（以下「野村氏」といいます。）とともに、エスグラントの共同保有者とされております（以下、本大量保有報告書における共同保有者全体を「エスグラントら」といいます。）。

2. 現状のエスグラントらの株式保有状況及びそれに関する各種報道について

これについて、村上市彰氏（以下「村上氏」といいます。）らが再び当社株式を買い増す動きに出たと一部で報道されておりますが、株式会社レノ、エスグラント、株式会社シティインデックスファースト（以下「シティインデックスファースト」といいます。）及び野村氏（以下、村上氏と総称して「契約当事者」といいます。）が、2 月 5 日の当社による ToSTNeT-3 による自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に応募した直後における村上氏及び野村氏の関係者の保有に係る当社株式数と比較すると、エスグラント及び野村氏の保有に係る当社株式数は変わっておらず、シティインデックスファーストの保有に係る当社株式数は 261 万 4,400 株からゼロになっている一方で、ATRA が新規に取得した当社株式数はその内数である 217 万 5,000 株に過ぎません。

本大量保有報告書が 2026 年 3 月 12 日を提出義務日として提出されたのは、同日に当社が 2025 年 11 月以降に取得した自己株式の全株の消却を実施し、株券等保有割合を計算する際の「分母」に当たる当社の発行済株式総数が減少したため、エスグラントらの計算上の株券等保有割合が上昇したというテクニカルな要因によるものです。結局のところ、本自己株式取得への応募直後の時点と比較して、村上氏及び野村氏の関係者の保有に係る当社株式数は全体として減少していることから、当社としては、一部報道の表現振りは誤解を招きかねないものと考えております。

3. 大量保有報告書の内容及び質問状兼要請状の送付ならびに ATRA による株式取得について

（1）大量保有報告書の内容及び質問状兼要請状の送付について

本株式取得及び本大量保有報告書の記載については、契約当事者と当社との間で締結された 2026 年 2 月 3 日付「自己株式取得に関する契約書」（以下「本応募契約」といいます。）との関係において疑義があり、当社としては懸念を抱いております。このため、当社は、本日付で、村上氏、野村氏、ATRA、エスグラント、レノ及びシティインデックスファースト（以下、村上氏からシティインデックスファーストまでを総称して「村上氏ら」といいます。）に対して、質問書兼要請書（以下「本質問書」といいます。）を送付いたしましたので、ここにお知らせいたします。本質問書においては、「当社株式を今後取得することはない旨の村上氏及び野村氏の表明と ATRA による当社株式の取得の関係性」、「本応募契約に従えば保有目的欄記載の『重要提案行為等』は行えないと考えられること」及び「本応募契約上の表明に従った当社株式の売却」について質問及び要請をしています。なお、本応募契約又は関係法令に反する村上氏及び野村氏らの行為に対しては、当社は、企業価値及び株主共同の利益を保護するために必要があると認めた場合、法的措置を含めた適切な措置を講じる所存であり、本質問書において村上氏らに対してその旨お伝えしております。

(2) ATRA による株式取得について

実質的に ATRA はシティインデックスファーストの保有分を引き継いだものとも考えられるものの、ATRA が新たに当社株式を取得していることは事実であって、当社としては、2026 年 2 月 3 日付け「自己株式取得に関する契約書」において、契約当事者は、「本自己株式取得の目的を尊重」して、本自己株式取得によって買い付けられなかった株式を「速やかに」市場で売却する意向を表明していることを踏まえ、上記（1）のとおり、同条項に基づき、その履行を要請しており、引き続きその履行状況を注視してまいります。

以上